

## 平成25年4月（第4回）教育委員会会議録

### 1. 開催の日時及び場所

平成25年4月16日（火）14:00～16:40  
宇部市港町庁舎 2階会議室

### 2. 出席委員の氏名

縄田 和光 委員長  
水田 和江 委員  
三原 節子 委員  
赤川 宏 委員  
白石 千代 教育長

### 3. その他議場に参加した者

佐貫教育部長、辻村教育次長、金重総務課長、村重施設課長、安田学校教育課長、平山特別支援教育推進室長、森島学校安心支援室長、中野学校給食課長、山脇社会教育課長、末広人権教育課長、唐沢学びの森くすのき・地域文化交流課長、松尾図書館長、西村総務課長補佐、濱原総務係長

### 4. 傍聴者 1名

### 5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成25年4月16日の第4回教育委員会会議を開催いたします。

本日は5人全員の委員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日は1名の傍聴希望者がありますが、会議は秘密会とするときを除き、公開を原則としていますので、本日の会議を公開することとしてよろしいですか。

（全委員異議なし）

委員長： 次に、会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています第2回の会議録について、ご意見等ありましたか。

（全委員異議なし）

委員長： 異議がありませんので、第2回の会議録については承認とさせていただきます。

また、前回の第3回の会議録については机上に配付しています。次回会議までにご覧いただき、次回の会議でご承認を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は水田委員にお願いします。

委員長： 本日の議題は「議案第9号 宇部市教育振興基本計画について」、「議案第10号 宇部市学びの森くすのき条例施行規則制定の件」、「平成25年度各課主要事業について」の3件と、その他の事項5件となっておりますが、次第にありますように、「議案第11号 宇部市教育委員会職員職名規程中一部改

正の件」を追加上程させていただきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員長： 異議がないようですので、「議案第11号 宇部市教育委員会職員職名規程中一部改正の件」を追加議題とさせていただきます。

それでは「議案第9号 宇部市教育振興基本計画について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 3月29日に宇部市教育振興基本計画検討委員会から、事前に配付させていただいております「宇部市教育振興基本計画 ～学び合うまち 宇部教育プラン～」の答申が教育長にありました。これまでも検討委員会の進捗にあわせてこの会議において状況説明し、その都度ご意見をいただいていたものですが、今回は改めて計画(案)の概要を説明させていただきたいと思います。その後、ご意見等を含め、十分ご審議をいただいたうえで、計画の策定という運びとさせていただきますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(資料1「宇部市教育振興基本計画(案)～学び合うまち 宇部教育プラン～」に基づき、説明を行う。)

委員長： 検討委員会から答申された最終計画案の説明がありましたが、これについてご意見等ありますか。

委員： 立派な計画ができたと思っています。目標に向かって計画的に事業を展開していただきたいと思っています。

意見として、57ページにある「特別支援教育サポート事業」のところで、支援ボランティアの活用の目標が定められていますが、もう少し人数を増やしていくことはできないものでしょうか。

事務局： 現状としましては少しでも多くの支援員が必要であります。実際にはボランティアは自主的な活動ですので、個人の体力面や家庭の状況等の本人の意向が尊重されますので、なかなか定着した活動をしていただくことが難しい現状もありますので、このような目標値となっております。

委員： これからは多くの支援員さんが必要と思っていますので、少しでも多くの方に定着していただけるよう引き続きよろしくお願いいたします。

教育長： この計画案では、基本理念の下に国の方向性に沿った4つの基本目標が掲げられていますが、その中の第1番目に『「学び合い」を通して、生きる力を育みます。』とあります。国の基本的な考え方においても「社会を生き抜く力の養成」という表現が使われており、「生きる力」と「生き抜く力」のどちらにした方がよいか迷っています。

もう1点、「宇部の精神(こころ)を知る事業」の中で「うべタイム」について3行ほどの記載がありますが、今後、重点的に取り組んでいきたいと考えていますので、前段の基本目標や中段の施策の展開のところにも事業内容を付け加えてもよいと思っていますが、いかがでしょうか。

委員： 「生き抜く」では少し表現が強くなり、「学び合い」だけで生き抜く力を養う訳ではありませんので、このままでもいいと思います。

- 委員： 国にあわせて、あえて変える必要はないのではないのでしょうか。
- 委員： 「生きる力」には、コミュニケーションや絆など、人と関わる共通のイメージがありますが、「生き抜く力」とした場合、個人的な意思が働くので、少しイメージしにくいところもあります。「学び合い」を通じたこれまでのイメージを大事にした方がいいのではないのでしょうか。
- 委員： 「うべタイム」については、重点的取組のところに突然説明が出てくるので、計画書の前段で入れておく必要があると思います。
- 委員： 私も「宇部の精神（こころ）」の項目中にも、記載があった方がいいと思います。
- 委員長： 皆様のご意見をまとめると、「生きる力」はこのままとし、「うべタイム」については前段のところに追加の記載をしていただきたいと思います。表現や挿入する箇所については事務局にお任せしますのでよろしくお願いします。他に意見はありますか。
- 委員： 36ページに学校、家庭、地域、市が担う役割がそれぞれ書いてありますが、そのイメージ図に「元気」という言葉が共通して用いられています。「元気」と役割の繋がりが分からないので教えていただけますか。
- 事務局： 第四次宇部市総合計画では、「みんなで築く 活力と交流による元気都市」を目指したまちづくりを進めていることから、「元気」を共通したキーワードとして個々の役割を結び付けるために使っていますが、説明不足のところもありますので、そのあたりの説明を加えさせていただきます。
- 事務局： 「元気」という言葉を削除した方がよいのであれば、削除させていただきます。
- 委員長： 市民の人に分かりやすくなるように、事務局において修正していただきたいと思います。
- 委員： 子どもたちに規範意識や生活習慣を身に付けさせていくには、罰則や外からの要因を強化していくことも一つの方法とは思いますが、根本はモラルの問題と思っています。その基本は家庭にあると思いますが、現実には全てのことを家庭に任せること難しいところもあり、地域や学校においても一緒に取り組んでいくことが必要だと思います。計画書案では12ページや14ページにそのことも書かれていますが、モラルの向上を図るための取組を、是非とも全ての学校で何か1つのでも取り組んでいただければと思っています。
- 事務局： 46ページに道徳教育、51ページには学校人権教育について、現状と課題と主な取組について記載してあります。モラルを高めていくための学校での取組については、今後、事務局で検討させていただきたいと思います。
- 委員： 学校教育活動を通じた道徳教育については、46ページに目標や方向性が示されており、具体的な活動を書くことで施策が制限される場所もでてくるかもしれませんので、この基本計画を基に、各学校がどのように実践していくのか、PDCAをしながら確認していくことをしていただきたいと思います。
- また、80ページに「ふれあい教室通室生の学校復帰率」の目標値が100%

となっています。私たちの本来の目的は子どもたちが通いやすい学校を作っていくことであり、無理やり学校に通わすものではないので、目標を100%に置くことはいかがでしょうか。

事務局： 言われるとおり、不登校については個々の状況に応じた対応を行っていくことが必要であり、強制的に学校に行かせることはできません。ただ、目標として何%が適当であるかについては事務局でも判断が難しいところがあります。

委員： それぞれの状況に応じた対応をしていただければいいと思いますが、1割くらいの子どもが学校に戻りたくても戻れないでいることは、事実として知っていただきたいと思います。

教育長： 中学校で学校に戻れなくても高校に進学できるケースもあります。100%の復帰は私も難しいと思いますので、子どもたちが次のステップに進めるよう対応していきたいと思っています。目標値の100%については再検討させていただきます。

委員長： 目標値を定めることが難しいケースと思いますが、よろしくお願いします。他にご意見はありますか。

委員： 69ページにネイティブスピーカーの小学校訪問回数の目標指標がありますが、目標の最終（平成33）年度が16校となっており、あまりにも少ないと思います。

義務教育は公平であってほしいと思っています。子どもたちは学校を選ばませんので是非とも全学校（24校）で実施していただきたいと思います。

事務局： ネイティブスピーカーの人数は限られていますが、各学校の訪問頻度を少なくすることで24校全部に派遣していくことは可能だと思いますので、検討したいと思います。なお、ネイティブスピーカーでない支援員については6人配置しており、全ての学校を訪問しています。

教育長： これからICT教育が普及していく中で、電子黒板を全教室に整備した自治体もあると聞きました。計画書にはソフト面だけにこだわらず、施設面の充実もどこかに明記してはどうでしょうか。

委員： 昨年電子黒板を使った授業を見学させていただきましたが、その時に学校の先生から機器が大きく他の教室へ移動が出来なくて困っていると聞きました。これから導入していく計画があるのであれば、学校現場の声を聞きながら進めていただきたいと思います。

事務局： 国の方向性としては「学びのセーフティネットの形成」の中で「安全・安心で質の高い教育環境の整備」として、学校のICT環境整備が含まれていますので、基本目標3の「安心・安全なまち宇部として、質の高い教育環境を実現します」の中に文言等を付け加えることを検討させていただきます。

教育長： グラフや目標指標の直近の数値が平成23年度が最新のものになっていますので、新しいデータ（平成24年度）があるものは修正していただきたいと思います。

また、今年度、国・県の第3次子どもの読書活動推進計画が策定され、本市においても「第2次子どもの読書活動推進計画」を策定していく必要があります。

す。現段階では計画に関する記載がありませんので、追加させていただきます。

委員 長： 他にご意見等がなければ、指摘がありました箇所については、事務局において適切な修正等を行うこととし、議案第9号は原案のとおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員 長： それでは議案第9号については、承認とさせていただきます。

次に、「議案第10号 宇部市学びの森くすのき条例施行規則制定の件」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 昨年の12月議会において議決されました「宇部市学びの森くすのき条例」第9条において、「学びの森くすのき」の管理について必要な事項は教育委員会規則で定めるとなっております。来月の供用開始を目前に控え、管理運営に関して必要な事項を教育委員会規則で定めたいと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(資料2に基づき、条例施行規則案の第1条から第16条までの説明を行う。)

委員 長： 今の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。

委員： 第4条の市民交流室の利用の最後のところに、「その他利用させることが適当である」という表現がありますが、「利用することが適当である」といういい方では問題がありますか。

事務局： 第4条では市民交流室の行事利用について定めているものですが、その中で第4号については、第1号から第3号までの通常の利用とは異なり、本来想定していない目的外の特別な利用となることから、このような表記にしています。他の規則でもこのような表現になっているものはあります。

委員 長： 他にご意見がなければ、原案のとおり承認することによろしいですか。

(全委員異議なし)

委員 長： 議案第10号は承認されましたので、今後、事務局において必要な手続きをお願いします。

次に「議案第11号 宇部市教育委員会職員職名規程中一部改正の件」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： これにつきましても「宇部市学びの森くすのき」の供用開始に伴い、当該施設に館長を置くことが必要となります。このため、宇部市教育委員会職員職名規程の第3条に定める別表第二中に「学びの森くすのき館長」を職名として新たに加えるもののほか、必要な整備を行うものです。

(資料7の新旧対照表に基づき、説明を行う。)

委員 長： 事務局から説明がありましたが、ご質問等ありますか。

委員 長： ご意見等ありませんので、原案のとおり承認することによろしいですか。

(全委員異議なし)

委員 長： 議案第11号は承認されましたので、これについても事務局において必要な手続きをお願いします。

次に「平成25年度各課主要事業について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局：「平成25年度各課主要事業について」ですが、総務課、施設課、学校教育課、特別支援教育推進室、学校安心支援室から順番に説明させていただき、その後、ご意見ご質問をいただきたいと思います。

また、残りの学校給食課、社会教育課、人権教育課、学びの森くすのき・地域文化交流課、図書館についても同様に説明させていただいた後、ご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、総務課の事業について、資料3の課方針書に基づき説明させていただきます。

(資料3に基づき、総務課の主要事業等の内容について説明を行う。)

事務局：続いて、施設課から説明させていただきます。

(資料3に基づき、施設課の主要事業等の内容について説明を行う。)

事務局：学校教育課から、説明させていただきます。

(資料3に基づき、学校教育課の主要事業等の内容について説明を行う。)

事務局：特別支援教育推進室から、説明させていただきます。

(資料3に基づき、特別支援教育推進室の主要事業等の内容について説明を行う。)

事務局：学校安心支援室から、説明させていただきます。

(資料3に基づき、学校安心支援室の主要事業等の内容について説明を行う。)

委員長：今の説明に対して、何かご意見、ご質問はありませんか。

委員：全国学力学習状況調査とNRT(学力到達度調査)を行われるとのことですが、その結果はどの様に学校に還元していくようになりますか。

事務局：やはり授業改善が主となります。結果は直ぐに学校で分析を行い、個々の学校がどういうところに問題があるのか、あるいは子どもの家庭生活や学習状況についての課題等を分析し、学校が自分の学校の状況を保護者等に情報公開していきます。併せて教育委員会では、調査結果を学力向上プロジェクト委員会にかけて、評価・検証を行っていきます。

委員：各学校が調査の採点や分析することで、先生方への負担や、調査を実施することによる弊害はないと考えておられますか。

事務局：各学校では確かに採点、分析をするという先生方の仕事は増えますが、やはり採点、分析をしないと、業者に任せているだけでは傾向というのがやはり掴めません。負担は少し増えますけれども、効果としては高いと考えております。

委員：特別支援教育の支援ボランティアをゼロ予算で養成していくということですが、ボランティアもステップアップしていくような講習会等をきちんと計画立てていったほうが良いと思います。また、サポーターになるためにも、そのための教育が必要でしょうし、関係機関とも連携を取っていかねばいけない部分もあると思いますので、その辺りの連携の取り方や人材育成の為にも予算の取り方をどこかで検討いただけないでしょうかと思います。

事務局：支援ボランティアの方の悩みの解決やステップアップのためにも、研修会等の企画も考えて行きたいと思います。また、特別総合支援学校が実施する研修会等もありますので、そういった無料で受講できる研修会等も支援ボランティ

アの方に案内していこうと考えております。

委員： スクールソーシャルワーカーの配置は、すごく良いことだと思っておりますが、臨床心理士との使い分けや配置等について十分検討されながら、適切な配置に努めていただきたいと思います。

事務局： スクールソーシャルワーカーについては、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持たれている方ですので、心の支援というよりは主に家庭環境への支援という様な形で配置しているところです。

委員： 学校教育課指導係の使命として、「学力の向上を図るため学び合い」と書いてありますが、「学び合い」は1つの手法としてのもので、結果として学力の向上にも繋がっていくということではないでしょうか。

事務局： 言われるとおりですので、修正させていただきます。

委員： それと、学校体育施設の有料化についてですが、利用者から徴収される料金は各学校が管理することになりますか。それとも市が管理するのでしょうか。

事務局： 使用料金は市が管理し、学校施設の修繕や必要な消耗品の購入等にあてていくこととなります。

委員： 体育館は新しく建替えられ設備が整った施設と、そうでもない施設があると思いますが、同じ料金体系を考えているのでしょうか。

事務局： これから利用料金の徴収方法等も含め、検討していくようになります。

委員長： 他にご質問等なければ、次の課の説明をお願いします。

事務局： それでは、学校給食課から説明させていただきます。

(資料3に基づき、学校給食課の主要事業等の内容について説明を行う。)

事務局： 社会教育課から説明させていただきます。

(資料3に基づき、社会教育課の主要事業等の内容について説明を行う。)

事務局： 人権教育課から説明させていただきます。

(資料3に基づき、人権教育課の主要事業等の内容について説明を行う。)

事務局： 学びの森くすのき・地域文化交流課から説明させていただきます。

(資料3に基づき、学びの森くすのき・地域文化交流課の主要事業等の内容について説明を行う。)

事務局： 図書館から説明させていただきます。

(資料3に基づき、図書館の主要事業等の内容について説明を行う。)

委員長： ご意見、ご質問はありませんか。

委員： 方針書には出ていませんが、先月、子どもたちの食物アレルギーに関する研修会が先生方を対象に実施されたと聞きました。子どもたちの基本的なサポートをしていくためにも、又、先生方にはいつも意識を持ち続けていただくためにも、定期的に実施していただきたいと思います。

それと、人権教育についてですが、先日、障害福祉関係者の方の意見を聞く機会がありましたが、その時に宇部市では福祉教育と関わっていく場が少ないのではないのかという話がありました。教育委員会での取組も周知・広報していくことも必要と思いましたので、少し課題を明確にしながらいノベーションについてもきちんと教育をしていただける内容を考えていただきたいと思います。

と思います。

また、図書館では「青空読書会」や、子どものための色々な活動をされていますが、新しく開館する「学びの森くすのき」でも同様な取組をしていただくとともに、宇部市の歴史や文化財等の知識について身に付ける機会を、是非とも、学校やコミュニティスクールなど身近な地域で増やしていただけたらと思います。

事務局：今回実施した食物アレルギーの研修会では、講師の方に東京都の調布市の事例等を検証していただき、その課題を参考に講演をしていただきました。参加された皆さんには大変好評のようでしたので、今後とも学校教育課と連携しながら、定期的にも実施していきたいと考えています。

事務局：人権教育課が行っているセミナーの中では、様々な人権講座を実施しておりますので、その中でも障害者の人権について取り組んでいきたいと思っております。

事務局：図書館が行っております「青空読書会」等は、読み聞かせの登録団体や学校の先生方のご協力をいただき開催しています。今後は「学びの森くすのき」での開催も検討していただくようお願いしていきます。

事務局：「学びの森くすのき」が開館した後は、資料館や文化会館以外にも、実際に文化財資料等を学校や地域にも運んでいく出前講座等も実施していきたいと考えています。

委員：学校給食の地産地消の取組について、もう少し詳しく教えていただけますか。

事務局：学校給食課では、学校給食応援団等との協力体制の下、宇部産の人参、じゃがいも、玉ねぎ、みかん、それ以外にも白菜やキャベツ等の地元食材を積極的に取り入れています。

しかしながら、宇部市の農業は基本的に産地が小さいということもあり、安定供給のためには施設園芸栽培を行っているところからの供給を図っていくことも必要ですので、現在は、東岐波のイチゴやイタリアントマト等、施設を持っている農業生産法人等と連携を進めているところです。

一方で、生産農家も高齢化が進んでおり、食材の仕入れも難しい状況もありますが、朝市なども活用しながら食材が安定供給されるよう努めているところです。

委員：学校給食調理業務の民間委託に反対するような文面のチラシを見ましたが、そのあたりの状況はどうなっていますか。

事務局：昨年度、対象学校のPTAの役員の方には学校給食調理業務の民間委託について説明させていただきましたが、反対のご意見があったところはありませんでした。なお、一部団体において、調理業務の民間委託に反対の活動をされていますが、調理業務を民間に委託することで、経費も削減されますので、食器等の更新やアレルギー対応を進めていくためにも、引き続き推進していきたいと考えております。

委員：図書館運営経費に雑誌購入費の削減とありますが、スポンサーがつかなければ、購入する雑誌の数が減ることになりますか。



事務局： 図書館で扱う雑誌の冊数はこれまでどおりです。

この取組は、120冊以上ある雑誌の中から、図書館で企業向けの雑誌を選書します。選書した雑誌の中からスポンサーとなる企業等に希望する雑誌を選んでいただき、その雑誌を寄贈ということで、雑誌の裏面に企業の広告を載せています。このことにより、市としてはこの分の雑誌購入費を削減することとなります。

因みに、去年は4社から9雑誌の広告で約10万円の購入費が削減できましたので、今後も更に増やして行きたいと思っております。

委員： 来月開館する「学びの森くすのき」は資料館としてもすばらしい施設と思っています。この施設を小学生が社会見学として訪れることなどは考えられていますか。

事務局： 「学びの森くすのき」と他の様々な文化施設を巡る1つのプログラムとして、今後利用していただけるよう小学校の校長会等をお願いしていきます。

委員長： 各課においては課題等も多くありますが、子どもたちのためにも計画的に事業を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

続いて、「その他の事項」について事務局から説明をお願いします。

事務局： 「宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「宇部市学校給食センター献立委員会委員の委嘱について」、「宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の委嘱について」まとめて報告させていただきます。

各献立委員会委員の任期につきましては、4月から翌年の3月までの1年間になっておりますが、人事異動等により4月1日以降に委員を選考していくこととなり、事前に教育委員会会議に諮ることができないため、事後承認を得るものであります。

任期につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとして、別紙資料4のとおり、宇部市立学校給食献立委員会委員30名の任命、並びに宇部市学校給食センター献立委員会委員9名、及び宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員7名の委嘱となっておりますので、よろしくをお願いします。

委員長： 説明がありましたが、ご質問等ありますか。

ご意見がなければ承認することによろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： 次に「3月議会の報告について」をお願いします。

事務局： 3月議会における代表質問及び一般質問の内容については前回の会議において報告させていただいていますが、その報告書が資料5のとおりできましたのでお知らせします。

委員長： 内容等について質疑がある場合は、次回の会議でお願いします。

続いて「寄附の報告について」をお願いします。

事務局： (資料6に基づき、報告を行う。)

委員長： 以上を持ちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。